

## OS04-3 地域での医薬品供給責任者としての薬局のあり方

○山村 真一<sup>1</sup>

<sup>1</sup>保険薬局経営者連合会（プライマリーファーマシー）

「薬局は医薬品供給の責任者である」という言葉は、私たち薬剤師にとっては当然の事として何の違和感もなく受け入れられる表現であろう。人体に有益、あるいは有害な影響を及ぼす医薬品の流通において、その過程に“責任者”を置く意味は十分あると考えられるからだ。

しかし近年、時代の変化は急速で、特に情報、流通インフラ環境は激変しており、医薬品供給体制においても私たちの想像を超える大きな変化の波が押し寄せている。既に一般用医薬品のインターネット販売は新たなルールの下で一部を除き容認されて動き出している。しかもその流れは医療用医薬品にまで及びそうな勢いである。また処方箋の電子化がその実現に向かって具体的に動き出している。この動きは、今は限定されている「薬剤師による遠隔服薬指導の対象拡大」へとつながる可能性が考えられ、同時に処方箋薬の配送、メールオーダー等の検討が始まるであろう事が予想され、実際、規制改革会議等で議論が始まっている。

だがこれらの変化は、超高齢化社会に突入して在宅医療が広がっている我が国の医療の現状を考えると、国民にとっては望ましい進化とも言えるので、私たちもこの動きをしっかりと認識し、時代に合わせて変化し続けなくてはならない。それは商流、物流の両側面から医薬品供給責任の意味の再定義を急がなくてはならないという事なので、今回改めて地域での医薬品供給責任者としての薬局のあり方を考えてみたい。